

逗子市認知症支援活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を推進するに当たり、地域において認知症の人及びその家族等を支援する活動並びに認知症についての正しい理解を促進する活動等（以下「認知症支援活動」という。）を行う団体に対して、予算の範囲内で逗子市認知症支援活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則（平成3年逗子市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認知症支援活動」とは、認知症の人が尊厳を保ちながら、希望を持って地域で暮らすことを目的として、市内で定期的開催される次に掲げる事業をいう。ただし、営利活動、宗教的活動、政治的活動その他公益を害する恐れのある活動は除く。

- (1) 認知症の人の基本的人権を擁護し、自らの意思で日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する活動
- (2) 地域住民に対して、認知症に対する正しい理解を得られる場を提供する活動
- (3) 認知症の人及びその家族が、日常生活及び社会生活を営むに当たり、障壁となる要因を解消することを目的として行う活動
- (4) 認知症の人、その家族、地域住民等が互いに交流する場を設ける活動
- (5) 主に市民を対象とした認知症予防及び認知機能の維持向上を目的とした活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める活動

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に在住、在勤又は在学する3人以上で構成されている団体であって、国、地方公共団体、社会福祉協議会その他これらに類する団体から補助金等の交付を受けていないものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、認知症支援活動の実施に必要な経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費 講師への謝礼金等。ただし、団体の構成者及び参加者を除く。
- (2) 需用費 事務用品等税込単価30,000円以下の物品（食品、飲料等を除く。）
- (3) 役務費 事務連絡に要する郵送料等
- (4) 保険料 参加者等の保険料
- (5) 使用料及び賃借料 会場使用料及び機材、機器等の賃借料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費

2 補助金の額は、参加者負担金や寄附金等の収入を控除した実支出額を超えない額であること。ただし、1年度につき36,000円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、逗子市認知症支援活動補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 逗子市認知症支援活動（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 収支（変更）予算書（第3号様式）
- (3) 団体名簿（任意様式）
- (4) その他市長が必要があると認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかに内容を審査の上、交付の可否を決定し、逗子市認知症支援活動補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後に申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、逗子市認知症支援活動補助金交付申請変更承認申請書（第5号様式。以下「変更申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 逗子市認知症支援活動（変更）計画書
- (2) 収支（変更）予算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定により変更申請書を受理したときは、その内容を審査の上、承

認の可否を決定し、逗子市認知症支援活動補助金交付申請変更承認（不承認）決定通知書（第6号様式）により補助団体に通知しなければならない。

3 補助団体は、補助対象活動が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の規定による変更申請書の提出があったとき又は前項の規定による報告があったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

（補助金の交付時期）

第8条 補助金の交付時期は、当該補助対象事業の完了後とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（実績報告）

第9条 補助団体は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、当該補助対象事業の完了の日又は市の会計年度が終了した日から30日以内に、逗子市認知症支援活動実績報告書（第7号様式）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（第8号様式）
- (2) 逗子市認知症支援活動補助金交付請求書（第9号様式）
- (3) その他市長が必要があると認める書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助団体から補助金交付請求書が提出されたときは、遅滞なく補助団体に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 補助対象事業に係る支出額が当該予算額に比較して著しく減少したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、第7条第4項及び前条の規定により交付決定の取消しを行った場合で、

既に補助金が交付されているとき又は当該事業等に係る補助すべき額を超えて補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を補助団体に命じることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。